

議案第 38 号

一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例を、別紙のとおり制定する。

平成 25 年 6 月 3 日提出

加西市長 西 村 和 平

一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）において、一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年加西市条例第38号。以下「給与条例」という。）第9条に規定する給料表の適用を受ける職員（平成25年4月1日以降に新たに給与条例の規定の適用を受けることとなった職員を除く。以下「一般職の職員」という。）に対して支給する給料その他給与を減ずる措置を講じるため、給与条例等の特例を定めるものとする。

（給与の額の特例）

第2条 特例期間における一般職の職員の給料月額（一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年加西市条例第3号）附則第7項の規定による給料を含む。以下同じ。）の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額を減じた額とする。

給料表	職務の級	割合
行政職給料表	2級、3級、4級	100分の5
	5級、6級	100分の7
	7級、8級	100分の9

2 特例期間における給与条例第33条第1項から第4項までの規定により支給される給与は、次の各号に掲げる給与の区分に応じ当該各号に定める額とする。

（1） 給与条例第33条第1項 前項に定める額

（2） 給与条例第33条第2項又は第3項 前項に定める額に100分の80を乗じて得た額

（3） 給与条例第33条第4項 前項に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

3 特例期間における給与条例第5条、第23条及び第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給与条例第25条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に50を乗じたもので除し

て得た額に当該一般職の職員の支給減額率を乗じて得た額を減じた額とする。

- 4 特例期間における給与条例附則第8項の規定の適用を受ける職員に対する前3項の規定の適用については、第1項中「、給料月額に」とあるのは「、当該額から給与条例附則第8項第1号に定める額を減じた額に」と、第2項第1号から第3号までの規定中「前項」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項」と、前項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から給与条例附則第10項の規定により給与額から減ずることとされる額を減じた額に」とする。

（部分休業をしている職員の給与の額の特例）

第3条 特例期間における職員の育児休業等に関する条例（平成4年加西市条例第4号）第20条の規定の適用については、同条中「一般職の職員の給与に関する条例第5条」とあるのは、「一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例（平成25年加西市条例第 号）第2条第3項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

（介護休暇をしている職員の給与の額の特例）

第4条 特例期間における職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成13年加西市条例第4号）第16条第3項の規定の適用については、同項中「同条例第25条」とあるのは、「一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例（平成25年加西市条例第 号）第2条第3項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

（端数計算）

第5条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（技能労務職員の給与）

第6条 特例期間における技能労務職員に対して支給する給料その他給与にあっては、この条例の規定に準じた措置を講じることとして別に規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（一般職の職員の給与の特例に関する条例及び子育て支援のための一般職の

職員の給与の特例に関する条例の廃止)

- 2 一般職の職員の給与の特例に関する条例（平成 24 年加西市条例第 18 号）及び子育て支援のための一般職の職員の給与の特例に関する条例（平成 25 年加西市条例第 5 号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（平成 25 年 6 月に支給する期末手当）

- 3 前項の規定による平成 25 年 6 月に支給する期末手当の計算にあつては、給与条例第 29 条第 2 項の規定の例による。

（補則）

- 4 この条例により生じた財源は、旧条例の趣旨を踏まえ、その一部を子育て支援施策に充てるものとする。

第 2 4 7 回平成 2 5 年（6 月）加西市議会定例会審議資料（追加）

（平成 2 5 年 6 月 3 日）

1 議案第 3 8 号 一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成 24 年法律第 2 号）に準じた給与減額措置の要請に基づき、現行の一般職の職員の給与の特例条例等の趣旨を継承した新たな一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例を制定し、所要の減額措置を講じるもの

【概 要】

(1) 給料月額の減額（第 2 条第 1 項関係）

ラスパイレス指数が 100 を超えた部分の引下げ要請に基づき、本市の給与水準が国の減額後の給料月額に相当するものとなるよう、給料月額の減額を実施する。

- ・支給減額率 部長級・課長級 9 %
課長補佐級・係長級 7 %
主任級・主事級 5 %

(2) 適用期間 平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間

(3) 新たな減額措置については、旧特例条例の趣旨、制度を継承する（一部財源の子育て支援への充当、減額水準、新規採用職員にかかる取扱い等）。

(4) 管理職手当にあっては国に準拠し、10%減額を実施（別に規則で定める。）